

2007-011  
令和2年7月16日

企業主導型保育事業  
保育施設運営事業者 各位

公益財団法人児童育成協会  
理事長 鈴木 一光

### 令和2年度企業主導型保育施設に対する指導・監査の実施について

平素より企業主導型保育事業の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、企業主導型保育事業指導・監査等基準に基づく企業主導型保育施設の指導・監査を下記のとおり実施するので、通知いたします。

なお、立入調査は当協会が実施するほか、外部委託先の事業者が実施することとしています。

### 記

#### 1 実施方針及び重点事項

本年度の指導・監査の実施方針及び重点事項は、別紙のとおりです。

#### 2 実施方法

立入調査は、次の方法により実施します。

- (1) 立入調査対象となる保育施設運営事業者に対し、当協会又は委託先事業者から実施日の概ね1か月前までに「立入調査実施通知書」により実施を通知します。
- (2) 調査対象施設の運営事業者は、立入調査実施日の10日前までに「自主点検表」を作成して当協会又は委託先事業者に提出してください。また、「利用乳幼児・職員に係る確認リスト」は、調査当日に提出できるよう作成してください。
- (3) 経理面の調査で確認するので、助成金の受入、運営のための各種支出入、積立金の積立て等に使用している口座の預金通帳について、調査日前のできるだけ直近の日に記帳しておくようお願いします。
- (4) 立入調査当日、指導監査員（2名以上）が調査対象施設を訪問して、運営事業者等からの聞き取り、必要書類の確認、施設見分等による調査を実施します。

### 3 立入調査の立会い

立入調査には、施設運営事業者の責任者、施設長（園長）、連携推進員（配置している場合）のほか、運営を委託している場合は委託事業者の責任者が立ち会い、指導監査員への応答対応をお願いします。

なお、指導監査員との対応は前記の立会者が行うこととし、その他関係者に応答対応を委ねることがないように配慮をお願いします。

### 4 関係書類の掲載

立入調査に必要な次の関係書類を協会ポータルサイトに掲載しましたので、ご確認の上、必要な準備をお願いいたします。（掲載先：HOME）通知・様式ダウンロード≫指導・監査）

※掲載した関係書類については、現在、その内容の細部に関して、内閣府と最終調整を行っていますが、確定次第、再掲載することとしています。

### 5 感染症予防対策

立入調査の実施における感染予防対策として、「指導・監査等の実施にあたっては、消毒やマスク、フェイスシールド等の着用を徹底し、児童との接触は極力避けるようにすること。」「指導監査員の健康状態の把握に努めるとともに、指導・監査等の前に体温測定を実施し、少しでも健康状態に不安がある場合、当該指導監査員は立入を実施しないこと。」などの対策を徹底して実施いたしますので、ご協力をお願いいたします。

令和2年度企業主導型保育事業指導・監査実施方針及び重点事項

1. 実施方針

公益財団法人児童育成協会では、企業主導型保育事業費補助金実施要綱に基づき策定した企業主導型保育事業指導・監査等基準及び指導・監査評価基準に従い、企業主導型保育施設に対して、適正な保育内容及び保育環境が確保されているか、また、利用児童の安全及び適正かつ円滑な施設運営が確保されているか否かを確認するため、次の事項を重点事項として指導・監査を実施する。

また、前回監査での指摘事項の改善状況等を確認し、継続的な指導を行うものとする。

2. 重点事項

(1) 適正な保育内容の確保

- ・ 保育所保育指針などに基づいた指導計画が策定され、これに基づいた保育の提供が行われているか。
- ・ 児童が健やかに育成されるよう、施設の整備や環境を整えるとともに、適正な衛生的環境を保持しているか。
- ・ 適切な保育が提供されるよう、職員の質を高めるための研修を実施するなどの取組みがなされているか。

(2) 利用児童の安全の確保

- ・ 睡眠中の事故防止について、年齢に即した適切な時間間隔で一人ひとりの児童の呼吸確認等を確実にしているか。
- ・ 児童の生命を守り、安全を確保するために、事件や事故の発生に備えたマニュアル等が整備され、職員への周知を図っているか。また、発生に備えた対応訓練は行っているか。
- ・ 児童の成育歴、発達状態、食物アレルギー等を確実に把握するとともに、医師の指導に基づいた適切な指導が行われているか。また、感染症等が発生又はまん延しないよう予防対策を講じているか。

(3) 適正な事業運営の確保

- ・ 開所時間帯における保育士等の配置は適正であるか。
- ・ 運営規程の作成、重要事項の説明、利用契約の締結などを確実にしているか。また、これらに定めた保育方針等に沿った事業運営がなされているか。
- ・ 職員に係る就業規則、給与規程等が定められ、適正な労務管理がなされているか。また、職員に係る関係書類が確実に整備されているか。

(4) 適正な補助金執行の確保

- ・利用児童の認定に係る書類が適正に徴取・保存されているか。
- ・経理規程を定め、これに基づく適正な会計処理が行われているか。また、経理関係書類は適正に作成されているか。
- ・各種加算申請について適正に申請され、また、これを適正に執行しているか。